

新田端大橋北自転車駐車場等
指定管理者公募要項

令和3年2月

目 次

I	指定管理者制度の導入	
1	自転車駐車場の現状	1
2	指定管理者制度導入の目的	1
3	公募要項の位置付け	1
4	指定期間	1
5	使用料の取扱い	2
II	事業概要	
1	施設概要	3
2	使用料一覧	4～5
3	利用状況	6
4	業務内容	7
5	業務実施上の条件	7～8
6	人員体制	8
7	管理運営に関する収入及び経費	8
8	事業の実施	9
9	評価	10
10	立入り検査及び監査	10
11	モニタリング	10
12	リスクへの対応	11
13	事業の継続が困難となった場合等	11
14	施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休場する場合	11
15	注意事項	12
III	指定管理者の応募・選定	
1	指定管理者選定スケジュール(予定)	13
2	応募者の参加資格要件等	13
3	応募手続き	14～15
4	選定方法	15～16
5	選定基準	16～17
6	指定管理者の指定・協定	18
IV	問い合わせ先	19

I 指定管理者制度の導入

1 自転車駐車場の現状

現在、自転車駐車場は、31カ所あり、自転車については16,031台の収容台数がある。他に、原動機付自転車614台の収容台数がある。

(自転車駐車場の指定管理者制度導入について)

指定管理者制度を活用していくための指針として「北区指定管理者制度ガイドライン（平成16年12月策定、平成18年4月制定、平成31年4月改訂）」を策定し、その後、「北区経営改革プラン（平成17年3月策定）」及び「北区経営改革新5か年プラン（平成22年3月策定）」において自転車駐車場への導入を位置づけ、実施している。

今回の募集は、新設予定1箇所を含め計13箇所（田端駅周辺4箇所を含む）を公募による指定管理者とするために行うものです。

2 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度を導入する目的は以下のとおりである。

- (1) 多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応するため。
- (2) 公の施設管理に民間能力を活用し、サービスの向上を図るため。
- (3) 施設の維持管理経費を削減するため。

3 公募要項の位置付け

北区立自転車駐車場指定管理者公募要項（以下「要項」という。）は、東京都北区自転車等駐車場条例（昭和61年3月東京都北区条例第1号）（以下、「条例」という。）に基づき、次の施設の指定管理者候補者を公募するために定めた要項です。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①新田端大橋北自転車駐車場 | ②新田端大橋南自転車駐車場 |
| ③新田端大橋中央自転車駐車場 | ④田端駅前自転車駐車場 |
| ⑤尾久駅前自転車駐車場 | ⑥十条駅西口自転車駐車場 |
| ⑦滝野川三丁目自転車駐車場 | ⑧王子駅明治通り自転車駐車場 |
| ⑨西ヶ原駅前自転車駐車場 | ⑩赤羽駅南第三自転車駐車場 |
| ⑪北谷端公園脇自転車駐車場 | ⑫赤羽駅東口自転車駐車場 |
| ⑬（仮称）赤羽駅西口駅前自転車駐車場 | |

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

指定期間中に実績評価及び法人の経営状況の調査を実施します。その結果、協定書に定める管理運営水準を満たさない場合、又は経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能もしくは著しく困難になったと判断されるときは

指定を取り消す場合があります。

5 使用料の取扱い

- (1) 施設の使用料は、利用料金制とし、指定管理者の収入とする。
- (2) 指定管理者の提案による金額を北区へ指定期日までに納付するものとする。

II 事業概要

1 施設概要 (公募対象：自転車駐車場13か所)

(令和3年1月31日現在)

施設名	赤羽南口第三自転車駐車場	新田端大橋北自転車駐車場	新田端大橋南自転車駐車場	新田端大橋中央自転車駐車場	田端駅前自転車駐車場	滝野川三丁目自転車駐車場	十条駅西口自転車駐車場	尾久駅前自転車駐車場	王子駅明治通り自転車駐車場	西ヶ原駅前自転車駐車場	北谷端公園脇自転車駐車場	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽駅西口駅前自転車駐車場	
所在地	赤羽南2丁目9番先	東田端2丁目20番45号	東田端1丁目17番21号	東田端2丁目20番52号	田端6丁目1番3号	滝野川3丁目11番2号	上十条2丁目28番先	昭和町2丁目1番31号	王子1丁目6番先外	西ヶ原2丁目3番1号	滝野川7丁目14番先	滝野川7丁目14番先	赤羽西1丁目6番先外(予定)	
種別	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	駐輪施設	
開設年月日(建設)	平成26年4月1日	平成2年3月1日	平成2年3月1日	平成3年3月1日	平成5年11月1日	平成16年1月19日	平成14年11月15日	平成21年10月19日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成31年4月1日	令和4年4月1日	
敷地面積	42㎡	705㎡	440㎡	1309㎡	589㎡	511㎡	303㎡	412㎡	205㎡	266㎡	165㎡	298㎡	76㎡(予定)	
収容台数	51台	自転車705台+原付180台	675台	1003台	598台	371台	自転車700台+原付40台	565台	75台	149台	160台	267台	79台(予定)	
構造規模	平面	一階二層	一階二層	二階平面	一階二層	平面	二階平面屋上(三層)	二階平面屋上(三層)	平面	平面	平面	平面	平面	
施設内容	コイン式駐輪機(精算機1台)	平置・2段ラック・コイン式駐輪機(精算機2台)	平置・2段ラック・コイン式駐輪機(精算機2台)・管理棟	平置・管理棟・当日券売機1台・定期利用認証記録機1台	平置・管理棟・当日券売機1台・定期利用認証記録機1台	コイン式駐輪機(精算機2台)	平置・2段ラック・コイン式駐輪機(精算機3台)・管理棟	平置管理棟・当日券売機2台・定期利用認証記録機1台	コイン式駐輪機(精算機3台)	コイン式駐輪機(精算機1台)	コイン式駐輪機(精算機1台)	コイン式駐輪機(精算機5台)	コイン式駐輪機(精算機3台)	
土地所有区分	北区	東京都	東京都	東京都	第一生命	首都高速	再開発組合	北区	東京都	印刷局	北区	北区	北区	
当日利用2時間無料開始日	平成27年4月1日	平成27年度橋脚耐震工事により、実収容台数が減少している。平成31年度2段ラック改修済。自転車618台+原付80台(内訳)：定期平置36台、定期ラック268台、当日ラック314台、定期原付50台、当日原付30台	平成28年度橋脚耐震工事により、実収容台数が減少している。平成31年度2段ラック改修済。自転車494台(内訳)：定期平置25台、定期ラック209台、当日ラック260台	平成26年度橋脚耐震工事により、実収容台数が減少している	田端アスカタワー1階の一部を占有		令和3年3月より十条駅西口地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い仮移転中。指定期間内(令和7年度中)に駅前ロータリー地下に移転予定。	PRコーナー(昭和町自治会に委託)、赤やん休館入室、だれでもトイレ併設	平成27年4月1日	平成27年4月1日		平成28年5月1日	平成31年4月1日	令和4年4月1日
備考										当日利用63台 定期利用86台				

2 使用料

自転車駐車場 (東京都北区自転車駐車場条例別表第2)

自転車 駐車場名	種別	利用方法	北区民		北区民以外		
			一般	学生	一般	学生	
浮間四丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅南口第一、栄町、赤羽駅西口北、尾久駅前(屋上)	自転車 (地下・一階)	当日利用(1日1回)	100円				
		定期利用	1か月	1,080円	640円	1,620円	970円
			3か月	2,910円	1,740円	4,360円	2,610円
			6か月	5,230円	3,130円	7,840円	4,700円
	自転車 (二階以上)	当日利用(1日1回)	100円				
		定期利用	1か月	770円	460円	1,150円	690円
			3か月	2,070円	1,240円	3,100円	1,860円
			6か月	3,720円	2,230円	5,580円	3,340円
	原動機付自転車	当日利用(1日1回)	150円				
		定期利用	1か月	1,620円	970円	2,430円	1,450円
			3か月	4,370円	2,620円	6,550円	3,930円
			6か月	7,860円	4,710円	11,790円	7,070円

自転車 駐車場名	種別	利用方法	北区民		北区民以外		
			一般	学生	一般	学生	
その他の駐車場	自転車 (地下・一階)	当日利用(1日1回)	150円				
		定期利用	1か月	2,160円	1,290円	3,240円	1,940円
			3か月	5,830円	3,490円	8,740円	5,240円
			6か月	10,490円	6,290円	15,730円	9,430円
	自転車 (二階以上)	当日利用(1日1回)	100円				
		定期利用	1か月	1,540円	920円	2,310円	1,380円
			3か月	4,150円	2,490円	6,220円	3,730円
			6か月	7,470円	4,480円	11,200円	6,720円
	原動機付自転車	当日利用(1日1回)	200円				
		定期利用	1か月	3,240円	1,940円	4,860円	2,910円
			3か月	8,740円	5,240円	13,110円	7,860円
			6か月	15,730円	9,430円	23,590円	14,150円

3 利用状況(令和2年1月～12月)

令和2年12月末現在
(台)

種別	駐車場	新田端	新田端	新田端	新田端	田端	尾久	※板橋	滝野川	王子	西ヶ原	赤羽	北谷	赤羽	
		大橋南	大橋北	大橋中央	大橋東	駅前	駅前	東口	三丁目	明治通り	駅前	南口	第三	公園脇	東口
自転車	当日利用	47,800	85,127	105,929	24,763	59,389	18,238	32,195	32,718	12,686	10,490	5,499	102,561		
		定期利用	23	32	93	60	78				55				
			38	25	82	70	54				29				
	64		40	222	252	152				51					
		117	275	725	102	150				0					
		118	116	415	76	117				1					
		248	372	1375	203	495				2					
	原動機付自転車	当日利用		5,674											
			定期利用		8										
				2											
		17													
		49													
		20													
	58														

※板橋駅東口自転車駐車場は令和2年8月31日で閉鎖しました。

4 業務内容

(1) 自転車駐車場の維持管理に関する業務

- ① 利用者への公平な接遇及び安全確保
- ② 施設等の良好な維持管理
- ③ スタッフの適正な人員配置
- ④ スタッフへの研修
- ⑤ 自転車駐車場及びその周辺の清掃及び整頓
- ⑥ 利用者等の苦情等への対応体制
- ⑦ 事業報告書・経理関係文書等の適時な提出

(2) 自転車駐車場に関する次の業務

- ① 事業の運営
- ② 使用の承認・使用料の収受
- ③ 使用の不承認
- ④ 使用承認の取消し等
- ⑤ 使用料の減免業務
- ⑥ 使用料の還付業務

(3) JR田端駅周辺の放置自転車等の整理業務

- ① 自転車駐車場への誘導・勧奨・啓発
- ② 放置自転車の整理整頓と台数調査
- ③ 駅周辺の環境美化
- ④ コミュニティバスのバス停留所付近の車両及びバス乗降客の安全誘導
(朝のみ2時間程度)

(4) その他、北区が必要と認める業務

5 業務実施上の条件

(1) 田端駅前自転車駐車場の防火・防災体制について

当該施設は、田端アスカタワーの一角にあり、当タワーの防災センターの指示に基づく防火・防災体制を構築すること。また、防火及び防災管理者を定め法令の基づく所定の手続き及び業務を行う。夜間は管理員（警備員）を配置し24時間常駐とする。

(2) 尾久駅前自転車駐車場は、次に掲げる経費が必要となる。

- ① PR コーナー管理は町会への委託料（約26万円/月）※委託先との協定書あり
- ② ジェイコム東京北（ケーブルテレビ）への接続料（約1万円/月）
- ③ ベルトコンベアーの保守点検費用（約22万円/年2回分）
- ④ 自動ドア保守点検（約6万円/年4回）

(3) 十条駅西口自転車駐車場は、次に掲げる経費が必要となる。

- ① ベルトコンベアーの保守点検費用（約28万円/年2回分）

(4) コイン式自転車駐車場

下記10か所の自転車駐車場は、利用者対応のため遠隔操作で対応しています。必要な場合は、協議により遠隔操作業務を再委託することができる。

なお、遠隔操作対応（コールセンター対応）を行う場合は、対応できる管理ソフトが必要となる。費用については指定管理者負担とする。

- ① 新田端大橋北自転車駐車場（当日利用のみコイン式、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社、以下NCD株という。：原付も含む。）
- ② 新田端大橋南自転車駐車場（当日利用のみコイン式、NCD株）
- ③ 十条駅西口自転車駐車場（当日利用のみコイン式、NCD株：原付も含む）
- ④ 滝野川三丁目自転車駐車場（日本信号株）
- ⑤ 王子駅明治通り自転車駐車場（アマノ株）（当日利用開始から2時間無料）
- ⑥ 西ヶ原駅前自転車駐車場（ラックは株ヒューマン・インダストリアル・デザイン、精算機は株ノーステック）
- ⑦ 赤羽南第三自転車駐車場（アマノ株）（当日利用開始から2時間無料）
- ⑧ 北谷端公園脇自転車駐車場（アマノ株）（当日利用開始から2時間無料）
- ⑨ 赤羽駅東口自転車駐車場（NCD株）（当日利用開始から2時間無料）
- ⑩ （仮称）赤羽駅西口駅前自転車駐車場（未定）（当日利用開始から2時間無料）

(5) 利用料金の保管について

利用料金の取り扱いは、公金に準ずるものとします。受領した利用料金は、指定管理者が適切に保管し、特に夜間の防犯対策については留意すること。

6 人員体制

業務内容を確実に遂行し、駐輪施設の設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。

7 管理運営に関する収入及び経費

(1) 収入

自転車駐車場は、利用料金制を導入することとし、指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び指定管理者が実施する事業に伴う収入を自らの収入とすることができる。

なお、利用料金については、東京都北区自転車等駐車場条例別表第二(第七条関係)に定める額とする。

(2) 運営経費の負担

① 指定管理者の負担

- ・ 自転車駐車場の管理に要する経費
- ・ 自転車駐車場の管理に伴う消耗品、備品等の経費
- ・ 自転車駐車場の管理に伴う小修繕、保険等の経費
- ・ 消費税(課税内容・納入金額等については、税務署に相談してください)

② 北区の負担

自転車駐車場施設の構造又は形態の変更にかかる大規模修繕のうち100万円以上のものとしします。

③ 納付金

(ア) 区と指定管理者との協議により決定した金額を指定期日までに納付すること。

なお、納付金額については協定締結時に定めることとする。

(イ) 年間利用料金収入が提案された各年度の資金収支計画書に示す収入額よりも上回った場合、その2分の1相当額を区に納付すること。

(ウ) なお、指定管理期間中、施設数や施設内収容台数等の増減があった場合は、区と協議の上決定するものとする。

(エ) 不測の事態により著しく収入減になった場合は、区と協議の上決定するものとする。

(3) その他

① 区分会計の独立

(ア) 指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、原則として自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けること。

(イ) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

② 管理口座

経費及び収入は、原則として団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

③ 備品等の帰属等

・ 購入した備品等は、北区に属することとしします。

・ 備品等を購入及び廃棄する場合は、事前に北区へ報告することとする。

8 事業の実施

(1) 法令等の遵守

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際は、特に次に掲げる法令等を遵守することとしします。

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）

② 労働基準法（昭和22年法律第49号）

③ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

④ 労働安全衛生法（昭和47年法律第37号）

⑤ 東京都北区自転車等駐車場条例（昭和61年3月東京都北区条例第1号）

⑥ 東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和61年3月東京都北区規則第3号）

⑦ 東京都北区自転車の放置防止に関する条例

（昭和58年12月東京都北区条例第24号）

⑧ 東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号）

⑨ 東京都北区行政手続条例（平成8年12月東京都北区条例第35号）

（2）施設の運営

開場時間は、原則として24時間です。有人管理は、午前6時30分～午後7時30分とする。（年末年始を除く）。ただし、指定管理者が必要と認め、北区が承認したときは変更することができる。

（3）指定管理者の自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、北区の承認を得て自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

ただし、自動販売機の設置については、利益の一定割合を区に還元していただきます。対象となる利益の額は、自動販売機の売上額から管理費用（電気代、目的外使用料等）を引いた金額とし、1,000円未満は切り捨てる。

利益の還元については、応募者の提案事項としますが、50%を下限とし、それを下回る提案は認めない。

自動販売機の電気料は、施設全体の電気メーターとは別に、自動販売機専用のメーターを設置すること。また、自動販売機にかかる収支は、利用料金収入（本業務）の収支に算入せず、別途報告をするものとする。

（4）事業報告

指定期間中は、原則として以下の事業報告を行うものとする。なお、報告書の様式及び提出期限は協定で定める。

- ① 月報（事業・実績） ② 四半期事業報告書 ③ 年間事業報告書

9 評価

指定期間中、法令及び協定が遵守されていないことが認められたとき、又は事業を評価した結果、改善が必要と認められるときは北区から是正勧告をする。

この是正勧告後も改善が見られないときは、指定管理者の指定を取消すことがある。

10 立入り検査及び監査

北区は、指定管理者に対して業務及び経理の状況について、実地に立入り検査を行うことができる。また、北区監査委員は指定管理者が行う経理について監査することができる。

なお、監査等に要する資料は、北区の指示に従って作成すること。

11 モニタリング

北区は施設の管理運営状況について、定期的ないしは随時モニタリングを行う。実施方法等については、協定等で定めることとする。

12 リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するものとする。

リスクの種類	内 容	北 区	指定管理者
法令などの 変更	指定管理者がおこなう管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
物価	物価変動による費用の増加		○
	ただし、急激な物価変動によるもの	協議事項	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の膨張	北区以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷	施設、機器等の損傷	協議事項	
	指定管理者の責による施設管理上の瑕疵に起因する火災等事故		○
災 害 時	本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による運営リスク	協議事項	
利用者、第三 者に対する賠 償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害・事故		○
	その他の原因で生じた損害・事故	協議事項	

13 事業の継続が困難となった場合等

(1) 協定の解釈で疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

北区と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、若しくは困難であると北区が判断した場合の措置

北区は指定の取消しができる。この場合、北区が被った損害は指定管理者が賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、北区及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の可否について協議するものとする。

14 施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休場する場合

施設の維持管理上、止むを得ず休場する場合は、事前協議を行うこととする。

15 注意事項

(1) 指定管理者は、事前に書面により北区の承認を受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託してはならない。

- (2) 自転車駐車が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営に努めること。
- (3) 北区及び区民、関係団体、官公庁等との連携を図った事業運営を行うこと。
- (4) 北区の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、職員に周知徹底すること。
- (5) 緊急対応策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (6) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定または要綱を定めるときは、北区と協議して行うこと。
- (7) 指定管理期間の終了又は指定取消しの際、現行の業務を北区又は新たな指定管理者に速やかに引継ぎができるようにするため、現行の業務内容を記載した引継ぎマニュアルを作成し確実に引継ぎを行うこと。
- (8) 指定管理者は本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険に加入すること。
- (9) その他、仕様書に記載のない事項については、北区と協議を行い、北区の指示に従うこと。
- (10) 条例改正によって使用料が変更になる場合がある。

Ⅲ 指定管理者の応募・選定

1 指定管理者選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和3年2月10日～4月12日	公募要項の配布
令和3年 月 日	現場説明会・現地案内
令和3年2月24日～3月10日	質問書の受付
令和3年3月17日	質問書の回答
令和3年4月12日	事業者書類提出締切
令和3年5月下旬	公募第一次審査（書類審査）
令和3年6月中旬	公募第二次審査 （プレゼンテーション）
令和3年7月頃	公募選定結果公表 指定管理者候補者内定通知交付
令和3年9月～令和3年10月	協議、北区議会指定議決
令和3年11月～令和4年3月	協定締結に向けた協議 指定管理者による管理準備
令和4年4月1日	指定管理者による管理開始

* 応募者数によって日程を変更する場合があります。

2 応募者の参加資格要件等

（1）応募者の資格

- ① 施設管理業務及び自転車駐車場関係事業の経験知識が豊富な企業または団体
- ② 個人での応募は不可

（2）応募者の制限

次に該当する法人等は、応募者となることができない。（※）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人
- ③ 応募書類提出時点において、東京都北区の競争入札等の指名の停止の措置、又は入札参加除外の措置を受けている者
- ④ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等（なお、理由に関係なく応募後に判明した場合、その時点で参加資格を失う）
- ⑥ 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益

となるような活動を行う団体又は構成員又は関係者の場合

※注意事項

応募者が、協定締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

(3) 共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合の留意事項

- ① 共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、各団体の役割と責任が明確に記載された共同事業体協定書兼委任状の提出があること。
(別紙「新田端大橋北自転車駐車場等指定管理者指定申請書類」参照。)
- ② 単独で応募した団体が他の共同事業体応募の構成員になること及び共同事業体応募の構成員が他の共同事業体応募の構成員になることはできないこと。
- ③ 北区との協定に関する責任は、構成員の全てが負うこと。
- ④ 代表団体は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより定められた共同格付（等級）において、他の構成員に対し同等以上の格付を有しているものであること。（種目は問わない。）
- ⑤ 代表団体は、施設の管理に係る主要な業務を担うものであること。
- ⑥ 指定期間において、代表団体が破産又は解散した場合は、協定書に基づき指定を取り消すものとする。

3 応募手続き

(1) 公募要項の配布

公募要項を令和3年2月10日（水）～令和3年4月12日（月）に配布する。

- ① 配布場所：東京都北区土木部施設管理課自転車対策係 電話03(3908)9218
東京都北区王子本町1-15-22（北区役所第一庁舎3階17番窓口）
- ② 配布時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※北区の公式ホームページにも公募要項・様式集を掲載します。

(2) 公募説明会の開催

公募説明会を開催する予定ですが、新型コロナウイルス流行拡大のため時期・会場については未定です。参加を希望される団体は、令和3年3月10日（水）17時までに、電子メールで別紙「様式1-3 公募及び現場説明会参加申込書」を施設管理課自転車対策係（shisetsukanri-ka@city.kita.lg.jp）まで提出してください。決定次第連絡をいたします。

- ※注意事項
- ① 説明会には、車でのご来場はご遠慮願います。また、交通費等、説明会参加に要する費用の全ては参加者負担となります。
 - ② 説明会に参加される方は、1団体2名までとします。

(3) 公募要項に関する質問書の受付と回答

- ① 受付期間：令和3年2月24日（水）～令和3年3月10日（水）
- ② 受付方法：電子メールに別紙「様式1-4 指定管理者指定申請に係る質問書」を添付し

て提出してください。(電話での質問は受け付けません。)

- ③ 回 答：令和3年3月17日(水)までに電子メール・FAXまたは郵送で、全ての応募団体へ回答いたします。回答が遅れる場合は、別途連絡いたします。

(4) 提出書類

提出書類は、別添「新田端大橋北自転車駐車場等指定管理者申請書類」に従い関係書類(本編1部、写し10部)を提出してください。

※ 書類は持参してください。(郵送不可)

※ 提出書類には、会社名・法人名等を記載せずに作成していただくもの(記載がある場合は、その書類は審査対象外)があります。

※ 注意事項

- ① 書類は全てA4サイズで統一し、ファイル綴じにしてください。
- ② 提出いただいた書類のご返却はいたしません。
- ③ 法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。
- ④ 関係書類作成に要した諸経費については、応募者の負担になります。
- ⑤ 提出された提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区が採用する提案の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとします。また、協定締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。決定事業者の提案内容について情報公開請求があつた場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。なお、提出された提案書等は返却しません。

(5) 提出先

東京都北区土木部施設管理課自転車対策係(北区役所第一庁舎3階17番)

(6) 提出期間

令和3年2月10日(水) 令和3年4月12日(月) 午後5時まで(必着)

4 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施します。審査及び選定は、まちづくり施設等指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行い、北区が決定します。

なお、選定委員会での採点内容及び他団体からの申請書類の内容は、公表しません。

(1) 第一次審査(書類審査) 5月下旬

第一次審査は、応募書類の内容による選考を行います。その際、事業者(共同事業者の場合は代表団体)の登記簿上の本店所在地が、過去5年間に渡り北区内にある場合には、獲得した点数の10%を加算します。第一次審査通過団体は3団体程度になります。第一次審査の結果は、応募者全てに郵送でお知らせします。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション) 6月中旬

第一次審査通過者には、6月中旬にプレゼンテーション方式による第二次審査を行います。

その際、事業者（共同事業者の場合は代表団体）の登記簿上の本店所在地が、過去5年間に
渡り北区内にある場合には獲得した点数の10%を加算します。

詳細は、改めて連絡することとします。

（3）候補者の選定

選定委員会の結果を受け、北区は第一交渉権者及び第二交渉権者を決定します。ただし選
定後に第一交渉権者と細目協議を行います。第一交渉権者と協議が整わないときは、第二交
渉権者と協議します。また、選定委員会において適切団体がいないと判断された場合は、交
渉権者を決定しない（該当なし）する場合があります。

（4）応募者名の公表

候補者選定終了後、応募者名を公表します。

（第一、第二交渉権者以外は順位を公表しません。）

5 選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づいて行います。

（1）事業計画に関すること

事業計画の内容が、自転車駐車場の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管
理に係る経費の縮減を図るものであること。事業計画の内容が、利用者へのサービスの向上
を図るものであること。

① 利用者に対する理念・基本方針

（ア）利用者が満足できるようなサービス提供に対する考え方は適切か。

（イ）利用者からの苦情などトラブルに対する対策は適切か。

（ウ）サービス評価及び情報公開に対する方策が適切か。

② 安全管理についての基本方針

（ア）利用者の事故・傷病発生時の対応策、連絡体制及び他機関との連携体制は十分か。

（イ）防犯・防災対策、防火訓練計画などが具体的に提案されているか。

（ウ）利用者の施設利用に伴う、備品・設備等の維持管理・保守などの安全対策について
十分な配慮がなされているか。

（エ）駐輪施設の維持管理について認識はあるか。

③ 施設運営に必要な人員体制

（ア）効率的で適切な職員配置がなされているか。

（イ）職員に無理な負担をかけない勤務体制、堅実な給与体系が維持されているか。

（ウ）施設管理マニュアル、窓口対応マニュアルなど人員配置に付帯した適切な方策はあ
るか。

（エ）人材育成のために具体的な研修プログラムが計画されているか。

④ 自転車駐車場運営に関する認識度

- (ア) これからの駐輪施設のあり方について認識はあるか。
- (イ) 放置自転車対策に対する認識はあるか。
- (ウ) 自主事業は利用者のニーズを捉えた提案がなされているか。

⑤ 法令遵守及び情報管理体制

- (ア) コンプライアンス（法令遵守）の姿勢は明確にされているか。
- (イ) コンプライアンスに対しての取組、職員への指導は適切か。
- (ウ) 個人情報に対する方策が適切か。
- (エ) 利用者のプライバシー保護、管理体制は明確か。

(2) 経営能力に関すること

事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

① 施設管理及び事業運営に関する計画

- (ア) 今後5年間の資金収支計画及び資金収支計画の科目ごとの算出根拠が適切か。
- (イ) 適正に施設の維持管理費が縮減できる具体的な対応策が示されているか。
- (ウ) 利用者増を図る方策が具体的に示されているか。

② 経営状況

- (ア) 財政状況は健全であるか。
- (イ) 自己資金は確実に保有されているか。
- (ウ) 借入金、自己資金等による資金調達が適切か。
- (エ) 過去3年間の経営実績に問題は無いか。

③ 公共施設の運営実績

- (ア) 指定管理者としての実績はあるか。
- (イ) 自治体及び官公庁において委託業者としての実績はあるか。
- (ウ) 現在、指定管理者の候補者として申請中の事例はあるか。

④ 北区への貢献度

- (ア) 今後5年間の収支で、区への納付金額
- (イ) 北区の資産形成への貢献度

⑤ 熱意・意欲

- (ア) 北区の放置自転車対策に貢献しようとする意欲を有しているか。
- (イ) 北区の施設を運営する法人としてふさわしい理念をもっているか。
- (ウ) 本事業に参画する強い意志があるか

6 指定管理者の指定・協定

(1) 指定

北区議会に指定管理者の指定に関する議案を上程、議決後、指定管理者に指定します。

(2) 協定

指定議決後に協定を締結します。協定は、指定期間全体を対象とする基本協定と1年単位の年度協定を締結します。協定で最低限定める事項は以下のとおりとします。なお、応募時の提案は原則実施することとしますが、選定委員会で意見が付された事項や区の施策、財政状況等による変更については、協定締結の際に改めて協議することとします。

【基本協定】

- ① 業務範囲に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 業務の仕様に関する事項
- ④ 利用の許可等に関する事項
- ⑤ 事業計画書に記載された事項
- ⑥ 自主事業に関する事項
- ⑦ 行政財産目的外使用許可に関する事項
- ⑧ 備品購入に関する事項
- ⑨ 施設の維持修繕に関する事項
- ⑩ 利用料金（納付金）に関する事項
- ⑪ 管理業務を行うにあたって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 事業報告書及び事業評価に関する事項
- ⑬ 北区が支払うべき経費、支払時期に関する事項
- ⑭ 不服申立て及び損害賠償の取扱いに関する事項
- ⑮ 危険負担に関する事項
- ⑯ 引継ぎに関する事項
- ⑰ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑱ その他、北区が必要と認める事項

【年度協定】

- ① 目的
- ② 業務内容
- ③ 納付額
- ④ 疑義等の決定

IV 問い合わせ先

北区土木部施設管理課自転車対策係 担当：小林・阿部・大久保

電 話 03 (3908) 9218

FAX 03 (3908) 6703

電子メール《shisetsukanri-ka@city.kita.lg.jp》